|  |  |
| --- | --- |
| 質　疑 | 回　　答 |
| 申請 | １ | 申請者は施設長か、法人理事長か。 | 法人として理事長名で作成すること。保育施設を有する施設が複数ある場合は内訳の様式に記載すること。 |
| ２ | 他の運営費補助金を受けている場合は補助対象となるか。 | 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型　保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられません。 |
| 対象児童 | ３ | 児童とは何歳までか。 | 小学校就学の始期に達するまでの者 |
| ４ | 学童保育は補助対象となるか。 | 補助対象外 |
| ５ | 児童数はどのように算定するのか。 | ［交付申請時］月あたりの契約予定数を用いる。［実績報告時］月当たりの実利用人数を用いる。（詳細は「保育児童数の算定方法」を参照） |
| ６ | 保育施設の利用者で介護職員以外の者は補助対象となるか。 | 補助対象施設内で勤務する者を補助対象（看護師、事務職等も対象）とする |
| 設置場所 | ７ | 保育施設は施設内に設置されている場合のみ補助対象とするのか。 | 施設内に限らず、施設外に設置している場合も対象（例）・同敷地内に設置　　　・隣地内に設置　　　・当該施設の近隣（法人の設置した施設であること。） |
| ８ | 法人として設置した保育施設を法人内の全ての事業所が利用できる形態の場合、補助対象となるか。（当該施設外に設置） | 施設内に限らず、施設外に設置している場合も対象となり、交付要綱別表「3　基準額」に規定した施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護施設）の職員分のみを対象とする |
| ９ | 複数の法人により、保育施設を共同設置した場合は補助対象となるか。 | 補助対象（申請方法については、県高齢福祉課に問い合わせること。） |

介護施設内保育所運営費補助金に係る質疑応答 【平成30年3月30日現在】

|  |  |
| --- | --- |
| 質　疑 | 回　　答 |
| 開設時期・保育時間 | １０ | 年度中途で保育施設を開設した場合に、補助対象となるか。 | 補助対象（月の中途の開設の場合は、翌月分から補助対象）ただし、開所期間が1月に満たない場合は対象外とする。 |
| １１ | 制度開始前から開設している保育施設は補助対象となるか。 | 補助対象 |
| １２ | 保育時間は実際に預けている時間を補助対象とするのか。 | 保育時間とは規則等で定められている開所時間であり、１日単位で保育を行う児童を補助対象とする。児童数の算定については「保育児童数の算定方法」を参照。非常勤で短時間労働の場合など、1日単位の時間は個々の雇用契約によって判断する。 |
| 保育料支払 | １３ | 保育料を10,000円／月以上支払っていない場合、補助対象外か。 | 規則等で当該保育施設として、月額10,000円以上（日額の場合は月額に換算）を徴収することが規定されていれば補助対象（本人からの徴収額は問わない。） |
| １４ | 食事代、レクリエーション代（紙・のり代等）は保育料に含まれるのか。 | 含まれる。 |
| １５ | 補助金の支払時期はいつか。 | 事業完了後（実績報告提出後）の精算払い |
| 補助基準 | １６ | 補助基準は全て満たす必要があるか。 | 児童数、保育時間、保育士等人数、保育料、対象面積の全ての要件を満たす必要がある。施設、設備及び運営については、「児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）」を尊重するものとする。 |
| 保育士 | １７ | 配置人数の全ての者が保育士資格を有する必要があるか。 | 当該日に利用する児童数に応じて配置された保育士等人数の１／３以上が資格を有する者であること。（「認可外保育施設指導監督基準」より） |
| １８ | 法人として設置した保育施設を同法人内の特別養護老人ホームと病院が共同で利用できる形態の場合に、保育士等の配置人数はどのように算定するのか。 | 特別養護老人ホームで勤務する職員の児童数と病院で勤務する職員の児童数の比率で保育士等の合計人数を按分するなどして算定する。 |
| 質　疑 | 回　　答 |
| 保育士 | １９ | 非常勤の保育士等の常勤換算はどのように算定するのか。 | 非常勤の週当たり勤務時間数 ÷ 常勤の週当たり勤務時間数（例） ３０時間　÷ ４０時間 ＝ ０．７５人　→　０．８人※小数点以下第２位を四捨五入し、**小数点第１位まで**算出 |
| 区分判定 | ２０ | 区分判定（Ⅰ型～Ⅴ型）にあたっての注意点（保育士等職員数） | 各月の「保育士等人数」の値が、区分上の「保育士等人数」の値を下回らないこと。開所月数のすべてを満たさない場合は、下位の区分で判定する。 |
|  | ２１ | 区分判定（Ⅰ型～Ⅴ型）にあたっての注意点（児童数） | 各区分における児童数を下回る月数が開所月数の１/２以上となる場合は、当該区分の対象外とし、下位の区分で判定。（保育士等人数も満たしていること。）※年間平均を算出する際は、**小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位まで**求める。 |